

特殊法人等整理合理化計画の措置状況について

< 財団法人日本船舶振興会 >

平成 16年 7月 9日

国 土 交 通 省

整理合理化計画における指摘事項に対する措置状況

財団法人 日本船舶振興会

整理合理化計画における指摘事項	分類	措置状況、措置予定等
<p>【助成金交付事業等】 1. 助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度助成事業から、助成対象の重点項目について明確化するとともに、社会ニーズ、重点項目に関連する国の支援・助成制度の状況等を勘案しつつ、経済社会情勢の変化に即応して機動的に見直しを行うものとし、その旨助成基準に明記した。
<p>2. 国、地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 国等の補助を受ける事業は、原則として助成の対象としないことに加え、平成15年度助成事業から、事業の選定に当たっては、国、地方公共団体の施策に考慮し、効率的かつ効果的に実施することとし、その旨助成基準に明記した。
<p>3. 助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 助成金交付事業の交付先、交付額、助成事業の成果及び決定に至るまでの手続きについてホームページで情報開示済み。
<p>4. 助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度助成事業から助成事業のうち助成先の助成金交付事業の選定に当たっては、助成対象分野における専門知識や広い知見に照らし、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であると判断される場合に限ることとし、その旨助成基準に明記した。
<p>5. 基金形成のための助成については、計画的・安定的な事業実施の観点から、適切かつ効果的であることが明らかな場合に限定する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度助成事業から助成事業のうち基金形成事業の選定に当たっては、高度の公益性を有した事業を計画的かつ安定的に実施するため、基金形成することが適切かつ効果的であると判断された場合に限ることとし、その旨助成基準に明記した。
<p>6. 当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>	×	<ul style="list-style-type: none"> 助成金交付事業の効率的、効果的な実施や情報開示の充実等「事業について講ずべき措置」に基づく措置状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

2004年度におけるモーターボート競走法第22条の5第1項第2号及び第4号に掲げる事業（1号及び2号交付金による事業）の助成の申請の受付について

2004年度におけるモーターボート競走法第22条の5第1項第2号及び第4号に掲げる事業（1号及び2号交付金による事業）の助成に関する申請を、下記の要領により受け付けるのでお知らせします。

2003年9月1日

財団法人 日本船舶振興会
(日本財団)
会長 曾野綾子

国等から補助を受ける事業は対象とならない旨助成基準に明記

(1) 船舶関係事業に寄与するもの	(2) 観光に関する事業に寄与するもの
(3) 以上に掲げる事業の振興を目的とする事業に寄与するもの	(4) 文芸事業、社会福祉事業等その他の公益の増進を目的とする事業に寄与するもの
	(5) 以上に掲げる事業の振興を目的とする事業に寄与するもの

なお、国庫又は他の公営施設や宝くじ等の補助を受ける事業は、原則として助成の対象としません。

2. 2004年度事業の重点項目

1号交付金（海洋船舶関係）	2号交付金（公益・福祉関係）
(1) 船舶、海運に関する技術の研究・開発と産業の基盤強化	(1) 生涯スポーツの活性化 ア. スポーツに親しむ機会の提供 イ. スポーツを通じて健康を高める取り組み ウ. スポーツを支える担い手の育成
(2) 海洋に関する研究及び情報の整備 ア. 研究者及び専門家の人材育成 イ. 教育を通じての海洋問題に関する情報提供	(2) 芸術文化の創造活動と啓発普及 ア. 創造性の高い芸術文化活動への支援 イ. 良質な芸術鑑賞・参加機会の提供 ウ. 伝統を現代に活かし、次世代へ継承する取り組み
(3) 航行の安全確保及び薄上災害対策	(3) 子どもたちの豊かな感性を育む活動 ア. 不登校に対する取り組み イ. たくましく生きる力と心の質を育てる活動
(4) 「海」「船」についての理解促進 ア. 地域の博物館等の活動支援 イ. 地域の「海」や「船」による水に親しむ活動支援	(4) 高齢者等の社会参加の促進と在宅介護支援等のための福祉車両の整備 (5) 障害者の地域生活支援 (6) 子育て支援 (7) ホスピスプログラムの推進 (8) ハンセン病に関するプログラム

当該年度の重点項目について助成基準に明記

< 具体的な措置状況 >

指摘事項〔助成金交付事業等〕

1. 助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。

2. 国、地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。

< 措置状況 >

1. 平成 15 年度助成事業から 助成対象の重点項目について明確化するとともに、社会ニーズ、重点項目に関連する国の支援・助成制度の状況等を勘案しつつ、経済社会情勢の変化に即応して機動的に見直しを行うものとし、その旨助成基準に明記した。

2. 国等の補助を受ける事業は、原則として助成の対象としないことに加え、平成 15 年度助成事業から、事業の選定に当たっては、国、地方公共団体の施策に考慮し、効率的かつ効果的に実施することとし、その旨助成基準に明記した。

指摘事項〔助成金交付事業等〕

3. 助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う

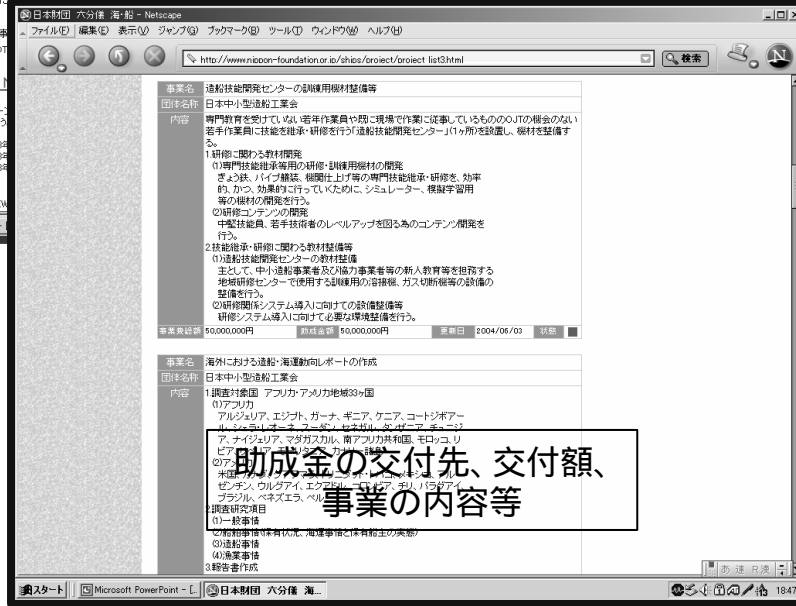
< 措置状況 > 助成金交付事業の交付先、交付額、助成事業の成果及び決定に至るまでの手続きについてホームページで情報開示



(財)日本船舶振興会ホームページ



助成金が交付されるまでの流れ



助成金の交付先、交付額、事業の内容等

助成基準の策定 (理事会及び評議員会で議決)

指摘事項〔助成金交付事業等〕

4. 助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。

5. 基金形成のための助成については、計画的・安定的な事業実施の観点から、適切かつ効果的であることが明らかな場合に限定する。

< 措置状況 >

4. 平成15年度助成事業から助成事業のうち助成先の助成金交付事業の選定に当たっては、助成対象分野における専門知識や広い知見に照らし、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であると判断される場合に限ることとし、その旨助成基準に明記した。

5. 平成15年度助成事業から助成事業のうち基金形成事業の選定に当たっては、高度の公益性を有した事業を計画的かつ安定的に実施するため、基金形成することが適切かつ効果的であると判断された場合に限ることとし、その旨助成基準に明記した。

2003年度（平成15年度）におけるモーターボート競走法
第22条の5第1項第2号及び第4号に掲げる事業の
助成の基準

2003年度（平成15年度）におけるモーターボート競走法第22条の5第1項第2号及び第4号に掲げる事業の助成については、財団法人日本船舶振興会（日本財団。以下「本財団」という。）の1号交付金補助業務規程及び2号交付金補助業務規程（以下「規程」と総称する。）に定めるもののほか、この基準によるものとする。

1. 助成事業の選定基準

助成事業は、規程第2条各号に掲げる基準のいずれかに該当する事業にあって次に掲げる要件に適合するものうち、時代や社会の情勢変化に対応した事業から選定するものとする。

なお、平成15年度の助成の重点項目は、別紙のとおりとする。

指摘事項を踏まえ、それぞれ助成基準に明記

事業の必要性、目的が明確で十分な成果が期待できるもの。

- (2) 独創性・先駆性に優れ波及効果が期待できるもの。
- (3) 事業計画が合理的であり適切な資金計画を有するもの。
- (4) 助成先における助成金交付事業に関しては、助成対象分野における専門知識や広い知見に照らし、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であると判断される場合に限る。
- (5) 基金形成事業に関しては、高度の公益性を有した事業を計画的かつ安定的に実施するため、基金形成することが適切かつ効果的であると判断された場合に限る。
- (6) 国庫又は他の公営競技や宝くじ等の補助を受ける事業は、原則として助成の対象としない。

なお、事業の選定に当たっては、国、地方公共団体の施策に配慮する。